

乍恐以書附奉願上候 (御旗絹二千四百拾足献上二奉差上)

久松藩書院蔵

前田郡桐生領五拾村百石

新井村

新井村

合三村代宗

新井人

久松村

一 久松村と前田郡桐生領古徳寺方二丁五石村

久松郡現儀為御所全山長山長徳絹二千石

指込敷之寺方之徳以曆辛申請是為御儀

御儀記之御右儀代宗以山前儀儀儀儀儀儀儀

右儀儀五拾村之儀辛申儀二高儀儀儀儀儀儀

細儀儀寛文元五年之儀二和之儀辛申儀儀儀

御儀記之儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀

御儀記之儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀

御儀記之儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀

御儀記之儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀

御儀記之儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀

御儀記之儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀儀

【釈文】

乍恐以書附奉願上候

上州山田郡桐生領五拾四ヶ村二百八給

御料九ヶ村

私料廿七ヶ村 合三拾六ヶ村代兼

訴訟人

九ヶ村

一 九ヶ村之者奉申上候、古繩壹万三千石右村之儀者、

乍恐権現様被為游御入国候節、御簾絹二千四百

拾疋獻上ニ奉差上、然ルニ明曆年中諸星庄兵衛様

御支配之節、右之絹代永を以御上納仕候様ニ被仰付、奉畏、

右代永五拾四ヶ村ニ而老年之永三百拾七貫百五拾文宛

納参り候、寛文元丑年方元和元酉年迄、館林様

御城附ニ罷成候而茂相不替御上納仕候、延宝拾年ニ

館林様江戸へ被游御入、宝曆拾年辰年迄七拾九年

以来、御割地ニ罷成給ニ方、御地頭所様へ差上申候、

其外反歩之上ニ植置候粟三尺丸壹身ニ壹舛之御

御本高ニ請壹束ニ附永ニ文宛、凡畑壹反歩之所三四束

(44)

方五六束迄御水帳ニ書入候、五拾四ヶ村ニ而束枚六万

八千束本高二組入御年貢納来候故、諸役御赦免

被成下候所、此度下野国奈佐原宿被差出被仰付候

儀者、来春日光御法會ニ附、御傳馬人馬、高百石

ニ附馬三疋・人五六人被仰付候得共、先年御社参之節、

千石ニ馬七疋・人五人ニ而御傳馬御用相勤候得共、多分之

儀故、人馬不足ニ而甚難儀至極仕、殊ニ来三四月之

儀者、蚕最中ニ御座候而、右之御傳馬役相勤候得者

養蚕相成兼、五拾四ヶ村之内惣百姓一同御年貢

御上納致兼、何卒以御慈悲人馬御減少被成下

置候ハヽ、難有仕合ニ奉存候、以上

明和元年申ノ十二月

訴訟人 九ヶ村

成瀬彦太郎様

倉橋与四郎様

御役人衆中様

【読み下し文】

恐れ乍ら書附を以て願ひ上げ奉り候

上州山田郡桐生領五拾四ヶ村二百八給

御料九ヶ村

私料廿七ヶ村 合せて三拾六ヶ村代兼

訴訟人

九ヶ村

一 九ヶ村の者申し上げ奉り候、古繩壹万三千石右村の儀は、

恐れ乍ら権現様御入国遊ばされ候節、御簾絹二千四百

拾疋献上に差し上げ奉り、然るに明曆年中諸星庄兵衛様

御支配の節、右の絹代永を以て御上納仕り候様に仰せ付けられ、畏ま
り奉り

右代永五拾四ヶ村にて老年の永三百拾七貫百五拾文宛

納参り候、寛文元丑年より天和元酉年迄、館林様

御城附に罷り成り候ても、相替わらず御上納仕り候、延宝拾年に

館林様江戸へ御入り遊され、宝曆拾年辰年迄七拾九年

以来御割地に罷り成り給ひにより、御地頭所様へ差し上げ申し候、

其の外、反歩の上に植え置き候桑三尺丸壹束に壹舛の御

御本高に請け、耆束に付き永二文宛、凡そ畑耆反歩の所、三四束

より五六束迄御水帳に書き入れ候、五拾四ヶ村にて束数六万

八千束本高に組み入れ御年貢納来候故、諸役御赦免

成し下され候所、此の度、下野国奈佐原宿差し出され仰せ付けられ候

儀は、来春日光御法會に付き、御傳馬人馬、高百石

ニ付き馬三疋、人五六人仰せ付けられ候えども、先年御社参の節、

千石に馬七疋、人五人にて御傳馬御用相勤め候えども、多分の

儀故、人馬不足にて甚だ難儀至極仕り、殊に來三四月の

儀は蚕最中に御座候て、右の御傳馬役相勤め候えば

養蚕相成り兼ね、五拾四ヶ村の内惣百姓一同御年貢

御上納致し兼ね、何卒御慈悲を以て人馬御減少成し下し

置かれ候はゞ、有り難き仕合せに存じ奉り候 以上

明和元年申の十二月

訴訟人 九ヶ村

成瀬彦太郎様

倉橋与四郎様

御役人衆中様

【解説】

今回は、上野国山田郡上仁田山村（現、桐生市川内町五丁目）の名主を務めたお宅に伝わった古文書を紹介します。

桐生市の中でも山間部にあたる川内町は、可耕地が少なく古代より養蚕や機織りが盛んな土地であったと推測されます。中世には伊勢神宮の御厨（みくりや伊勢神宮の庄園）である須永御厨が置かれ、儀式で使うためでしょうか、内宮へと布を納めていたことが知られています。

私たちは、近世までの社会の百姓の姿を思い浮かべた時、どうしても農村風景の中、用水を巡らせた田畑を耕し、米や野菜などを収穫して年貢を納める人をイメージしがちです。しかし日本の国土を見渡してみれば、農業生産に適した平野部は意外に少なく、むしろ可耕地にするためには、かなりの労力を必要とする山間部や、国土全域を海岸線が廻っているといった地勢に気がつきます。このような地理的制約を受ける村に生きる人々は、農業生産に重きを置いた生活とは異なり、山間部では山で獲得される収穫物やそれを原材料とした生

産品、海岸部では漁業やその加工品の生産といったように、むしろその自然環境に依存した生活様式を発展させていきました。このような農業とは離れて生活をする人々の生業は、その土地土地の特産品なりわいとなつていきます。

関東平野と山間部の端境に位置する桐生市は、田や畑にするための平地が乏しい上、渡良瀬川や桐生川が氾濫を繰り返すなかで形成された扇状地のうえに展開しているという地理的条件にあり、歴史的には稲穂が実る田園風景よりも、山が身近にあり川も勢いよく流れているような景観が広がっていたと推測されます。そのような自然環境の中、この周辺の人々が生業としてきたのが、養蚕であり、機織りだったのです。

この古文書は明和元年（一七六四）に書かれたもので、来春（翌、にっごうごほうえ明和二年四月）に挙行される日光御法会（徳川家康の命日に日光東照宮で行われる法要）の助郷役を減免して欲しいという訴え書きです。すけごうやく江戸時代、街道筋の宿駅には人馬が常備され、公用の継ぎ立てに供されていましたが、大規模な交通が見込まれ支障が発生しそうな場合に備え、宿駅近傍の郷村を、補助的に人馬の供給を行う村として指定

して役を負担させていました。この制度を助郷といいます。この基本的な助郷の他に、特定の大通行時や、臨時の特別大通行で通常の助郷だけでは通行が立ち行かなくなると予測される場合には、さらに遠方の村々へもその役負担を割り当てる加助郷や増助郷が命じられ、かすけごう ましすけごう大きな負担となっていました。

明和二年の日光御法会は、家康の百五十回忌法要にあたり、勅使である親王や公卿の参列により交通量の増大が予想される中、幕府は道中にあたる中山道筋の村々に増助郷を計画しましたが、これに対して増助郷を命じられた、特に武蔵国の村々を中心に、増助郷計画の撤回を求める大規模な一揆が発生しました（「明和の助郷一揆」や「明和元年武州伝馬騒動」という）。

今回の古文書によれば、この明和二年の日光御法会に先立ち、桐生領五十四村の内三十六村（御料九村、私料二十七村）に対し、幕府から日光道中壬生通りの奈佐原宿（現、栃木県鹿沼市）への増助郷を命じられたことがわかります。その役は、百石に付き伝馬三疋、人足は六名の供出でした。

これに対し、御料（ごりょう）＝「御領」や「天領」「公領」ともい

い、江戸幕府直轄領のこと）の九村が訴訟人となって、

一、先年（前回）の御社参の時は、千石に付き伝馬七疋、人足五人であり今回の役負担はあまりにも過重であること。

二、増助郷に人を取られる三月四月は、蚕仕事の最も忙しい時期で、増助郷として御伝馬役の勤めに出してしまつては養蚕が立ちいかなくなり、桐生領五十四村の村々は年貢を納めることができなくなつてしまうので、人馬の供出数を減少して欲しい。

と、評定所留役の成瀬彦太郎と倉橋与四郎兩名に訴え出しました。

そしてこの訴えの頼みとなつたのが、この文書の前半部分に書かれた、権現様（徳川家康）への簞絹献上の由緒だったのです。少し詳しく見てみましょう。

この文書の二行目から六行目にかけて、権現様が関東に御入国された時、（桐生領五十四村が）二四一〇疋（＝四八二〇反）の簞絹を献上したことが、続けて、明暦年中には桐生領の代官であった諸星庄兵衛により、簞絹そのものの物納ではなく、代永（金納）として、毎年三百七十七貫百五十文を上納することとなつたことが書かれています。

その後、館林領であった時も、割地（旗本らの給分地）として二百八給となっても簞絹分の代永上納は続けており、さらに桑は三尺一束に揃えて、それに対して束当たり二文の永を納めることとし、桐生領五十四村では合せて六万八千束分（十三万六千文＝百三十六貫）を年貢として納めてきたこと。それ故、従来は（増助郷のような）諸役は御赦免されてきていたことを主張しています。なお、桑一束に永二文が課されていることから、桐生領では、桑を食む蚕から生糸を作り、その生糸から織物を作ることが生業として盛んだったことがわかります。

この桐生領五十四村からの徳川家康に対する簞絹二四一〇疋の献上故事は、関ヶ原合戦時に、急遽、家康から簞絹の献上を命じられ、その簞で戦った家康軍が戦勝を得たという吉事縁起として伝わります。今回の増助郷のような幕府からの臨時の課役命令に対し、桐生領の町・村役人たちは、その免除を願い出るためにこの簞絹の御吉例由緒をたびたび主張してきました。

幕府としても、神君家康公の御吉例を持ち出されては、対応せざるを得ない面もあったのでしょう。今回の減免願を受けて、桐生領の負

担は、三月中旬からの下野国金崎村（現、栃木県栃木市）への増助郷に変更され、百石に付き、伝馬一疋・人足二名の供出及び金七両二分ずつの負担へ軽減されたことが知られています。